

総務省、財務省、

厚生労働省、農林水産省、告示第二号

経済産業省、国土交通省

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成十九年七月十三日

総務大臣 菅 義偉

財務大臣 尾身 幸次

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

農林水産大臣 赤城 徳彦

経済産業大臣 甘利 明

国土交通大臣 冬柴 鐵三

## 地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針

この基本方針は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、地域産業資源活用事業の促進の意義及び基本的な方向、地域産業資源及び地域産業資源活用事業の内容並びに地域産業資源活用事業の促進に係る方策等を定めるものである。

### 第1 地域産業資源活用事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

#### 1 地域産業資源活用事業を促進する意義

法が目的とする地域経済の活性化を通じた国民経済の健全な発展を実現するためには、地域経済を支える中小企業者が創意ある事業活動を展開し、それを地域産業の強化や新たな地域産業の創出につなげていくことが重要である。

地域の中小企業者が共通して活用することができ、当該地域に特徴的なものとして認識されている地域産業資源は、地域の中小企業者が他地域の企業との差別化を図り商品や役務の付加価値を高めるための重要な要素となり得るものであるとともに、それを活用した事業活動の成功が、当該地域産業資源を活用した他の事業活動を促進するという特性を有している。

すなわち、地域産業資源を活用した中小企業者の事業（以下「地域産業資源活用事業」という。）を促進することは、当該事業のみならず、当該地域産業資源を共有する他の中小企業者の事業活動及び当該事業と密接に関連する事業活動を促し、地域における知識やノウハウの蓄積、消費者等の認知度の向上等とあいまって、当該地域産業資源を核とした地域産業の発展に寄与するものである。

## 2 地域産業資源活用事業の促進に当たつての基本的な方向

1で示した意義を踏まえ、地域産業資源活用事業の促進に当たつては、地域産業資源の価値を再認識し、それを活用した中小企業者の創意ある事業活動を促進するとともに、その結果も踏まえて地域産業資源の価値を更に高め、当該地域産業資源の活用のための知識やノウハウを地域内で活用可能な情報として蓄積及び共有し、地域産業の強化又は新たな地域産業の創出につなげていくことが基本的な方向となる。

地域産業資源の価値は、当該地域産業資源を活用した商品や役務を提供する中小企業者の側だけでなく、それを受け取る消費者等に認められることによつて初めて実現するものである。すなわち、当該地域産業資源が実際に価値をもたらす資源たり得るか否かは、それを活用した商品や役務が実際に市場に

浸透するか否かという結果によって判断されるということを念頭に置いて、地域産業資源活用事業の促進に当たることが必要である。

このように、地域産業資源の価値を高めていくための原動力となるのは、個々の中小企業者の創意ある事業活動を通じた新たな需要の開拓である。国、地方公共団体、関係団体等が連携し、外部の専門家等の知見も活用しつつ、中小企業者がいかに消費者等に価値を提供していけるかという観点から、中小企業者が行う商品や役務の企画、開発、生産、需要開拓等に対して適切な支援を行うことが求められる。

その際、地域産業資源活用事業の促進を通じて地域産業の発展を実現するためには、地域産業資源が安定的かつ持続的に活用できる状況が確保される必要がある。例えば、農林水産物の生産者等の地域産業資源を提供する者と当該地域産業資源を活用する者が適切に連携を図る取組等を支援することにより、地域産業資源を核とした産業の持続的な発展を促進していくことが望ましい。

また、個々の中小企業者の地域産業資源活用事業を地域における他の中小企業者の事業活動の促進につなげていくため、地域産業資源活用事業を行う中小企業者と関係団体等が連携し、当該事業の成果を分析及び評価し、地域産業資源の特徴や活用方法等の情報を地域として活用できるよう蓄積及び共有し、

更なる取組につなげていくことが求められる。具体的には、地域産業資源及びその活用方法等に関する情報提供、当該地域産業資源を活用するビジネスネットワークを形成するための場づくり及び地域の研究機関等における研究開発の仕組みづくりを行うことが有効な方策である。

さらに、個々の中小企業者による取組を補完し、地域における他の中小企業者の事業活動を促進する観点から、中小企業者が、地域の関係団体等と共同して行う地域産業資源活用事業を促進することも重要である。

## 第2 地域産業資源の内容に関する事項

### 1 地域産業資源

地域産業資源は、個々の中小企業者や個人のみが有する経営資源の枠を超えて、地域の中小企業者に共有され、現にあるいは潜在的に活用可能であつて、当該中小企業者の競争力強化の源泉となり得る資源である。

地域産業資源として特定され得るものは多岐に及ぶが、その本質的な価値は、当該地域産業資源の特徴として消費者等に蓄積されている認識等、目に見えない部分にある。農林水産物、鉱工業品、歴史的

建造物等の有形のものである場合でも、それらの品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の見えざる資産を地域の中小企業者が共通して活用できるからこそ、当該地域産業資源が地域産業の強化や新たな地域産業の創出の核となり得る。

また、第1で示したように、地域産業資源の価値は、それを活用した商品や役務を受け取る消費者等に認められることで実現するものであるため、他地域の商品や役務に用いられる同種の地域産業資源と比べて特徴的なものとして認識されていることが重要な要素となる。

## 2 地域産業資源の特定

都道府県は、次の(1)及び(2)の考え方を踏まえ、地域における中小企業者の事業活動を促進し、地域産業の強化や新たな地域産業の創出の核となり得るものとしてその活用を促進する意義を有すると考えられる地域産業資源を特定するとともに、当該地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域を併せて設定し、基本構想においてその内容を定める。

### (1) 地域産業資源の属性

特定される地域産業資源は、次の 及び の属性を有するものとする。

地域の中小企業者が現にあるいは潜在的に活用可能であり、その活用を促進することで当該地域産業資源を共有する他の中小企業者の事業活動や当該事業と密接に関連する事業活動を促進する可能性が高いものであること。

可能性の程度については、当該地域における中小企業者の技術、設備、人員、地域の業種構成や産業構造等を勘案して判断することとする。その際、当該地域産業資源を活用する可能性がある中小企業者がおおむね十程度以上存在することが目安となる。

当該地域産業資源が、他地域の同種の地域産業資源と比べて生産量、品質、機能、歴史的・文化的背景等の面で顕著な特徴を有しており、それによって消費者等に相当程度認識されているものであること。

認識の程度については、地域産業資源を特定する段階としては、次のイからニまでのいずれかに該当する程度の周知度が求められる。

イ 国の法令又は都道府県の条例その他これらに準ずるものに基づき指定等により公告されている

こと。

ロ 新聞・雑誌（都道府県内に広く流通しているもの）又は関連する専門誌等の媒体で集中的に又は長期にわたり（直近一年で十回又は五年にわたり年間三回程が目安となる。）紹介されていること。

ハ 当該地域産業資源を活用した中小企業者による事業活動が見込まれるものとして、都道府県等が都道府県内に広く流通する公的な媒体を用いて、ロと同程度の情報提供を行っていること。

ニ 都道府県内における消費者又は流通業者等に対する調査等により、当該地域の特徴的なものとして認知されていると判断される（認知されている割合が全体の半分程度が目安となる。）ものであること。

## (2) 地域産業資源に係る地域

当該地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域は、地理的連続性、地域内での継続的取引の存在、行政単位等の観点を総合的に勘案して判断することとし、基本的に単数又は複数の市町村を単位として設定されるものと

する。

### 3 地域産業資源の内容を定める際の留意事項

都道府県は、基本構想において地域産業資源の内容を定めるに当たり、次の(1)から(3)までに留意することが求められる。

#### (1) 明確性

地域産業資源の内容については、中小企業者が明確に認識できるよう、品目及び地域の範囲ができる限り具体的に示されることが必要である。

#### (2) 市町村や関係団体等からの意見聴取

地域産業資源の内容を定める過程においては、市町村、商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、農業協同組合、観光協会等の地域の関係団体等の意見を聴取し、それらを十分反映するよう努めることが必要である。

#### (3) 地域産業資源活用事業の成果等を踏まえた機動的な対応

地域産業資源の内容については、中小企業者による当該地域産業資源の活用実態や、新たな地域産

業資源に関する研究開発の成果等に応じて、機動的に見直し、充実を図っていくことが必要である。

#### 4 都道府県の施策体系における位置付け

地域において、基本構想で定められた地域産業資源の活用が中長期的かつ持続的に図られるためには、当該地域産業資源が、都道府県の施策体系の中にも明確に位置付けられることが重要である。具体的には、都道府県の基本計画や各分野における施策方針等においてもこれら地域産業資源の活用の促進や持続的活用への配慮が関連付けられていくことが期待される。

### 第3 地域産業資源活用事業の内容に関する事項

#### 1 地域産業資源活用事業の内容

##### (1) 基本的な考え方

地域産業資源活用事業は、地域産業資源が有する品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の見えざる資産を有効に活用して、中小企業者が自らの商品や役務を特徴付け、それを新たな需要開拓につなげていく事業である。

地域産業資源活用事業を実施するに当たっては、中小企業者が自らの強みと弱みを認識し、当該地

地域産業資源のみならず、当該中小企業者固有の技術やノウハウ等の経営資源や外部の資源を有効に活用して、消費者等に価値を提供していくことが重要である。

地域産業資源活用事業が、地域の他の中小企業者による当該地域産業資源を活用した事業活動の促進に寄与するものであるためには、当該地域産業資源の活用方法や価値について新たな視点を提供するものであることが必要である。また、当該地域産業資源に関連する市場規模の拡大や、消費者等に対する認知度の向上を通じ、地域の中小企業者の事業活動に対して需要面からも貢献するものであるためには、当該地域産業資源を活用した商品や役務の需要開拓が図られるものであることが必要である。

(2) 地域産業資源活用事業の内容に関する事項

法第二条第三項に示すとおり、地域産業資源活用事業は、次の から までのいずれかに該当する必要がある。

地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

ここで、地域産業資源が不可欠な原材料又は部品であるとは、当該商品の強みとなる品質、機能又は効用を実現する上で、当該原材料又は部品の特性が欠くことのできないものとして活用されることを指す。

地域産業資源である鉱工業品の生産に係る技術を不可欠なものとして用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

ここで、地域産業資源が不可欠な技術であるとは、当該商品の強みとなる品質、機能又は効用を実現する上で、当該技術が欠くことのできないものとして用いられることを指す。

地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓

ここで、観光資源の特徴とは、当該資源が観光客を惹き付ける要素として他の地域の同種の地域産業資源と顕著に異なる性質のことを指す。例えば、歴史的・文化的背景や形状、意匠、景観、自然条件等において特徴を有し、観光における重要な要素として認識されているものが該当する。

また、観光資源の特徴を利用するとは、観光資源が存在することによる集客力や知名度のみを利

用することではなく、当該観光資源の特徴を自らが提供する商品や役務の品質、機能又は効用を実現するための要素として有効に利用するものを指す。

(3) 地域産業資源活用事業計画の支援に当たつての評価基準

次の 及び を支援に当たつての基本的な評価基準とし、 を付加的な考慮要素とする。

地域産業資源の新たな活用の視点の提示

地域経済の活性化への寄与という観点から、品質、機能又は効用が従来の商品や役務とは異なる商品の開発若しくは生産又は役務の開発若しくは提供や、新たな生産加工技術や役務提供方式の導入による事業方式の大幅な改良等、当該地域産業資源の活用について何らかの新たな発想や工夫が見られ、地域の中小企業者等に対して新たな視点を提示するものであることが必要である。

需要開拓の可能性

地域経済の活性化への寄与という観点から、地域産業資源活用事業が商品や役務に対する需要を開拓するものであることは、当該事業を評価する上での重要な要素である。したがって、地域産業資源活用事業として需要の開拓を行う場合のみならず、商品の開発若しくは生産又は役務の開発若

しくは提供を行うに当たっても当該事業によって需要開拓が図られる見通しが示されていることが必要であり、その程度は当該事業を評価する際の重要な考慮要素である。

需要開拓の程度については、当該事業における商品等の域外に対する販売が増加し、それが当該中小企業者の総売上高にとって相当程度大きなもの（５％以上を基準とする。ただし、当該事業における商品及び役務が当該中小企業者の既存事業と異なる事業分野の需要開拓を図るものである場合等においては、事業として成り立つ程度の規模以上であることを基準とする。）となること等が想定される。

#### 地域における関係事業者等との連携

地域産業資源活用事業を通じた地域産業資源の新たな活用の視点の提示や需要開拓を、地域における知識やノウハウ等の蓄積や地域の中小企業者の事業活動の促進につながる観点から、当該地域産業資源を生産する事業者やそれを活用する他の事業者との適切な連携を行いつつ事業を実施することは、当該事業を評価する上での付加的な考慮要素である。また、商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、農業協同組合、観光協会等の地域の関係団体等と情報交換を行う等、必要

に応じて適切な連携を図ることが期待される。

## 2 計画期間

地域産業資源活用事業計画の実施期間は、三年以上五年以内とする。

## 3 地域産業資源活用事業計画の記載事項

地域産業資源活用事業計画には、(1)地域産業資源活用事業の目標、(2)地域産業資源活用事業の内容、(3)地域産業資源活用事業の実施期間及び(4)必要な資金の額及びその調達方法が明確に示されていることが必要である。

## 第4 地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項

### 1 基本的考え方

中小企業者による創意ある地域産業資源活用事業を、地域経済の活性化を通じた国民経済の健全な発展につなげていくためには、当該事業を通じて得た成果のうち、地域の中小企業者が活用可能な情報を蓄積し、当該地域産業資源の活用を更に促していくことが望まれる。

地域産業資源が有する品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の目に見えない本質的な価値は、

地域の企業や個人、関係団体や消費者等、様々なところに情報や知識、ノウハウの形で分散して存在するため、これを有効に活用していくためには、地域の中小企業者や関係団体が連携して意識的にこれを蓄積、共有する仕組みを作っていくことが特に重要となる。

都道府県は、基本構想において、地域産業資源の内容を定めるとともに、地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化を推進する方策を定め、国、市町村、関係団体等とともに、地域産業資源活用事業の効果を高めるよう努めることが求められる。

## 2 都道府県の施策との整合性

都道府県が基本構想において地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化を推進する方策を定めるに当たっては、当該都道府県が実施している施策の有効活用が十分に検討されることが重要である。また、基本構想において定める方策が、当該都道府県が今後行う関連施策の方向性に合致していることが期待される。

具体的には、当該地域産業資源の活用の促進が、当該都道府県のビジョンや中長期計画、各種施策の方針等と関連付けられていることが示されることが望ましい。

### 3 都道府県における地域産業資源の活用の促進の方向性

都道府県において、地域産業資源活用事業を促進するための方策を実施する際には、次の(1)から(4)までが基本的な方向性として期待される。地域の実情を踏まえ、これらを具体化し、有効に組み合わせ、国の施策等と併せて効果的な支援がなされることが望ましい。

#### (1) 地域産業資源に係る情報の蓄積と共有化

都道府県内の地域産業資源活用事業の成果等から得た知識やノウハウを当該地域内の中小企業者が活用しやすくなるよう、都道府県内の、公設試験研究機関等の研究機関、商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、農業協同組合、観光協会等の関係団体等と連携して、それらを分析及び蓄積して、情報提供等を行う仕組みを構築していく。

この際、中小企業者の知的財産の適切な保護と活用可能な情報への転換、知識やノウハウを共通の経験を通じて広めていく取組等を併せて実施していくことが重要である。

#### (2) 地域産業資源等の認知度向上

地域産業資源及びそれを活用した商品や役務に関する認知度を向上させるよう、地域内外の関係事

業者や消費者等に積極的に情報提供を実施していく。

この際、当該地域産業資源やそれを活用した商品、役務の品質等の水準が確保される仕組み等を導入することも重要である。

(3) 関係団体等との連携と場づくり

効果的な支援を実施するため、都道府県内外の関係団体等との連携を図る窓口を設置する等支援体制の充実を図っていく。また、都道府県内において、地域の中小企業者が、特に地域外の関係事業者や消費者等と意見交換等を行う場を積極的に提供していく。

(4) 地域産業資源の開発

基本構想において特定した地域産業資源の活用実態を踏まえて、当該地域産業資源の有する価値を見直すとともに、これまで経営資源として認識されていなかったものを地域産業資源として開発していく。

具体的には、地域の研究機関等と連携した研究開発や地域内における新たな地域産業資源に関する事業者や有識者等の意見交換等を促進していく。

## 第5 地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項

### 1 基本的考え方

国は、地域の実情に関する知見を有する地方公共団体や地域の関係団体等との密接な連携を図りつつ、全国的な見地から地域産業資源並びにその活用に関する知識及びノウハウの蓄積と有効活用を促進していく。具体的には、地域産業資源活用事業に関する情報の収集及び発信、資金の確保、多様な専門家の活用等を重点的に実施する体制を構築し、地域における取組を強力に支援していく。

### 2 地域産業資源活用事業の支援体制の整備

#### (1) 支援事務局の設置

中小企業者が、地域産業資源を活用して消費者等に価値を提供していくことを効果的に支援するためには、外部の専門家等の資源を活用して、中小企業者の直面する課題に応じた適切な支援を行うことが重要である。

こうしたことから、国は、地域産業資源活用事業の計画段階から実施段階まで一貫して、助言等の支援を行うための支援事務局を、各経済産業局等（経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局）の管轄区

域毎に設置する。各支援事務局には、マーケティング等に精通したコンサルタントや、起業経験者、商社、金融機関等の出身者等の実務に精通した者を専門家として配置し、都道府県や関係団体等と連携して、商品や役務の開発、生産、販売等に取り組み中小企業者の相談に応じ、市場調査、商品企画、事業性評価、販路開拓等に係る助言等を実施する。

また、各支援事務局における支援の充実を図るため、適切な専門家の紹介や全国規模の販路開拓等の支援を実施する推進組織を併せて設置する。

## (2) 地方公共団体及び関係支援機関等との連携

国は、地域産業資源活用事業の支援を実施するに当たり、地方支分部局を含めた関係府省が適切に連携を図るものとする。また、地方公共団体、中小企業支援機関、金融機関、関係団体等との密接な連携体制を構築し、支援の効果的な実施を図る。

## 3 地域産業資源活用事業計画の評価体制の整備

国は、法第六条第四項の規定に基づき地域産業資源活用事業計画の認定を適切に行うため、評価委員会を設置し、その評価を踏まえて認定の適否を判断することとする。

評価委員会は、地域産業資源活用事業計画を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家等で構成することとし、案件に利害関係等を有する者は当該案件の評価に関与しないこととする。評価委員会においては、地域産業資源の特性をいかして商品や役務の強みを実現するものであるか、地域産業資源の新たな活用の視点を提示するものであるか、市場ニーズ、市場規模、競合製品と比較した優位性等を考慮して、域外に対する一定の需要開拓が期待されるものであるか、実現可能性の高い計画になっているか等について評価を行う。

#### 4 地域産業資源に係る知識及びノウハウの創出及び蓄積の促進

国は、施策の有効な実施を図るため、認定を受けた地域産業資源活用事業等に関する情報や各都道府県等における地域産業資源に係る知識、ノウハウの蓄積状況等の把握とともに、各地域における地域産業資源の活用や開発を促進する観点から、把握した情報の提供に努める。

また、中小企業者に対し、地域産業資源の活用に係る施策の意義や内容、成果等に関する周知を図っていくとともに、地域において優れた成果を有する経営者や有識者等と連携し、地域産業資源活用事業の取組の拡大に努める。

## 5 地域産業資源の持続的活用のための配慮

国は、地域産業資源活用事業を行う中小企業者において、自然や文化財等の地域産業資源の持続的活用のための配慮がなされるよう、地方公共団体や地域の関係団体等と連携し、必要な情報提供や相談窓口の設置等に努める。